

## 会津若松市庁舎整備建築工事に関する三者協定書（案）

会津若松市庁舎整備建築工事（以下「本工事」という。）に関して、会津若松市（以下「発注者」という。）、梓・白井設計JV（以下「設計者」という。）と〇〇〇〇（以下「施工予定者」という。）とは、以下のとおり三者協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （本協定の目的）

第1条 本協定は、本工事における発注者が実施した会津若松市庁舎整備実施設計技術協力及び調査業務委託（施工予定者選定）プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、施工予定者の技術提案書等を選定したことを確認し、令和7年3月17日（予定）までに本工事を完成させるため、発注者、設計者及び施工予定者が協力して、実施設計を円滑に完成させる上で、必要な事項を定めることを目的とする。

### （関係者の調整、協力）

第2条 実施設計に係る発注者、設計者及び施工予定者間の調整は、発注者が行う。ただし、発注者が必要と認める場合は、発注者を支援する業務を行うコンストラクションマネージャー（以下「CM」という。）が、調整を行う。

2 発注者及びCMが行う調整に対し、設計者及び施工予定者は、真摯に対応し、協力する。

3 発注者、設計者及び施工予定者は、本協定の目的を達成するうえで採用すべき高度な技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」、「コストを上げないで品質を向上させる」又は「多少のコストの増加（総額では予算内）で品質を格段に優れるものへ向上させる」方法）による提案（以下「VE提案」という。）の技術的・経済的課題を検討するため、会津若松市庁舎整備実施設計技術協力協議会（以下「三者協議会」という。）を設置する。なお、三者協議会とは、発注者、設計者及び施工予定者の三者により組織されるもので、本プロポーザル及び実施設計時に施工予定者から提案される高度な技術提案及びVE提案並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。

4 第1項に規定する調整は、発注者が主催する三者協議会において、発注者又はCMが、設計者及び施工予定者からの意見を踏まえた上で、関係者間の調整を行う。

### （三者協議会の役割、責任）

第3条 三者協議会の役割、責任は別紙の役割分担表による。

2 完成した実施設計の設計責任は、設計者が負うものとする。ただし、施工予定者から提案され発注者により採用されたVE提案を実施設計に反映させるため、施工予定者が建築確認申請上のその他設計者となった場合は、施工予定者も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。

### （実施設計における技術協力等）

第4条 施工予定者は、本協定の目的を達成するため、本プロポーザル時において施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案及びVE提案に限らず、更なる技術的提案及び経済的提案に努めるものとする。

2 設計者は、本プロポーザルにおいて施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案及び V E 提案だけでなく、実施設計段階における施工予定者からの更なる技術的提案及び経済的提案の確認を行う。

(本工事における工事費限度額)

第 5 条 施工予定者からの概算工事費見積書の提示を受け、発注者と施工予定者において合意した本工事における工事費限度額は、次の通りとする。

金 \_\_\_\_\_ 円 (消費税額及び地方消費税含む)

(有効期限)

第 6 条 本協定は、本協定の締結日から工事請負契約締結日の前日までとする。

(その他)

第 7 条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、設計者及び施工予定者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、発注者、設計者及び施工予定者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 7 月 日

発注者

印

設計者

印

施工予定者

印

【別紙】 役割分担表

業務内容		発注者・CM	設計者	施工予定者	特記事項	
三者協議会	1	会議	調整	出席	出席	
	2	会議議事録作成	確認	作成	確認・協力	
	3	設計課題確認シート	承認	作成	確認・協力	
	4	技術提案及びVE提案 (施工予定者より)	承認	確認	提案	
	5	技術提案及びVE提案 (設計者より)	承認	提案	確認	
	6	実施設計図書	承認	作成	検証	
	7	工事区分表	承認	作成	確認	
	8	総合仮設計画	承認	確認	作成	
	9	確認申請・各種許認可申請	確認	作成	協力	
工程	10	全体事業スケジュール	作成	確認	確認	
	11	実施設計スケジュール	承認	作成	確認	
	12	許認可申請スケジュール	承認	作成	確認	
	13	総合工事工程	承認	確認	作成	
見積関連	14	コスト推移管理 <工事費内訳明細書管理>	承認・指示	更新・検証	更新・検証・協力	定期更新を行う。
	15	VE内訳明細書管理 <VE項目に関する費用>	承認	確認・協力	作成・更新	定期更新を行う。
	16	積算見積書(内訳書含む)	受領	作成・検証	作成	
他	17	発注者が必要な会議	調整	協力	協力	

※用語の定義：「承認」→資料を受け取り終了決定するもの。

「確認」→資料閲覧し、発注者要求から明らかに逸脱しているか否かを確認し、結果を三者協議会を組織する他者に伝える。

「検証」→資料の内容を調査し、是正があれば、三者協議会を組織する他者に伝える。

「協力」→成果物の作成主体ではないが、資料作成に伴う根拠資料等を作成者へ提供する。

「調整」→業務内容に伴う関係者間の調整を行う。